

名古屋市交通局告示第9号

やみつきなごめしきっぷ専用一日乗車券の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、やみつきなごめしきっぷ専用一日乗車券（以下「なごめしきっぷ乗車券」という。）を次のように発売します。

令和7年7月22日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

1 料金

620円

2 有効期間

令和7年8月1日から令和8年2月24日まで

3 発売枚数

15,000枚

4 発売方法

- (1) 携帯電話機でRYDE株式会社が提供するRYDE PASS（ライドパス）アプリ（以下「ライドパス」という。）を利用して「やみつきなごめしきっぷ」を購入します。「やみつきなごめしきっぷ」には、「バス・地下鉄全線一日乗車券 引換券」及び「お食事チケット」が含まれます。
- (2) 各乗車券発行所、名古屋市金山観光案内所及びオアシス21 iセンターにて、ライドパスを利用して「バス・地下鉄全線一日乗車券 引換券」を使用し、なごめしきっぷ乗車券と引き換えます。ただし、必要に応じて他の場所でも引き換えることがあります。

(3) ライドパスについて、この告示に定めのない事項は、RYDE株式会社が定める規約の定めるところによります。

5 使用条件

なごめしきっぷ乗車券は、1枚で大人1人が有効期間内の使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

6 発売期間

令和7年8月1日から令和8年2月24日まで

7 料金の還付

なごめしきっぷ乗車券の料金の還付は、行いません。

8 不正使用

なごめしきっぷ乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9 様式

(表)



(裏)

